

税務・財務情報 第2708号

多額の「役員借入金」にご注意を ~膨らむ「役員借入金」の問題点とその対策方法~

税務・財務に関する情報をお届けいたします

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者がお伺いしたときに、ご一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘正人

株式会社トータル財務プラン



税理士法人トータル財務プラン
行政書士法人トータル財務プラン
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.ecnet.jp>

e-mail topp@hi-ho.ne.jp

多額の「役員借入金」にご注意を

～膨らむ「役員借入金」の問題点とその対策方法～

1 はじめに

会社の運営には、多額の資金が必要です。その資金は、銀行などの金融機関から借り入れるのが一般的ですが、急に資金が必要になったときに金融機関等からの借入れが難しい場合には、会社は一時的な資金繰りとしてその会社の役員（社長やその親族など）の個人のお金を借りることがあります。

このような資金の借入れは、会社の経理上「役員借入金」として処理されますが、借入れにあたって特に契約書を交わしておらず、いわゆる「あるとき払い・催促なし」となっていることがあります。そして、長期にわたって「役員借入金」が返済されずに膨れ上がり、そのまま残っている場合が多く見られます。

今回は、膨らんだ「役員借入金」が抱える問題点と、その対処方法についてご紹介します。

2 「役員借入金」が抱える問題点

「役員借入金」は、決算書の貸借対照表の負債の部に表示されます。「役員借入金」という負債が大きく膨らめば、株主資本である純資産が少なくなるため、自己資本比率が低下します。役員からの借入れは、実質的には役員からの出資だとの考え方もありますが、自己資本比率は財務健全性の指標の1つであり、これが低下することは対外的な信用度という観点から好ましくありません。

また、「役員借入金」は、会社側からすれば借入金という債務ですが、貸している役員の立場からすれば貸付金という債権（将来お金を返してもらえる権利）です。そのため、役員個人に相続が発生した場合には、この権利は相続財産として相続税の課税の対象となります。仮に「役員借入金」が5,000万円あれば、相続財産が5,000万円あるものとして相続税を計算しなければなりません。「自分は、現預金や不動産などの財産をあまり保有していないので、相続税の心配はない」と考えていても、「役員借入金」が多く残っている場合には、思わぬ高額な相続税を支払わなければならない場合があるのです。

相続税は、原則として相続発生から10か月以内に現金にて一括して納付しなければなりません。会社の資金に余裕があれば、会社が「役員借入金」を返済することで相続税の納税に充てることもできますが、そうでない場合には納税資金の工面に苦勞することになります。「役員借入金」が大きく膨らんでいると、相続税の負担もそれだけ大きくなるので相続時に慌てることのないよう事前に対策しておく必要があります。

3 膨らんだ「役員借入金」の対策方法

①「役員借入金」を返済する。

「役員借入金」を返済すれば、会社と役員の間での貸し借りの関係は解消されます。しかし、役員の立場からは会社への貸付金が「お金」となっただけでその財産価値は変わらず、相続税額も変わりません。ただ、貸付金を現金に組み換えておくことで将来の相続税の納税準備や消費に充てられるという意味では効果があると言えます。

また、現行の役員報酬の金額を減らし、減額した金額だけ借入金の返済に回すという方法もあります。会社は、役員に支払うお金の合計額が同じなので資金繰りが現在より悪化することではなく、計画的に「役員借入金」を減らすことが可能です。しかし、「役員借入金」の返済は経費ではないため、法人税等の負担が増える可能性があります。

<この対策が向いていると考えられるケース>

→会社の資金に余裕がある場合

→役員報酬が高額で、個人の所得税等が高い税率となっている場合 など

②会社への貸付金（「役員借入金」）を贈与する。

「役員借入金」は、役員からすれば会社への貸付金という財産です。この財産を子どもや孫などの親族に対して贈与することは、将来の相続財産を減らすという意味で効果があります。贈与税の基礎控除は年間110万円で、この金額までの贈与であれば贈与税は非課税となります。また、年間310万円までの贈与であれば、基礎控除の110万円を差し引いた残額に対して10%の課税です。相続税の最低税率は10%なので、計画的に贈与することで、無税又は将来の相続税より少ない税額で相続財産を逡減させていくことが可能です。例えば、基礎控除の範囲内で贈与を10年間続ければ1,100万円の相続財産を無税で減らすことができます。

ただし、この方法は債権者の名義が役員からその子どもや親族に変わるだけなので、会社の「役員借入金」の金額は減りません。つまり、会社にとっては返済を先送りしているだけで、根本的な解決とはいえないところに注意が必要です。

<この対策が向いていると考えられるケース>

→会社内に大きな資金がない場合

→貸し付けている役員が高齢である場合 など

③「役員借入金」の免除を受ける。

役員から「役員借入金」の免除を受けること（役員は会社への貸付金を放棄する）で、会社の「役員借入金」を減らすことができる上に、役員個人の貸付金という財産も減るため、相続税対策という観点からも有効です。

ただし、会社が債務免除を受けた場合には、その分だけ債務免除益という収益が計上されます。その債務免除を受けた期の決算で利益が出ると、法人税の負担が増える可能性もあるので、「役員借入金」の免除は税法上の繰越欠損金の範囲内で行うなどの検討が必要です。

また、「役員借入金」の免除によってその会社の資産状況が改善した場合には、株価が上昇することがあります。その会社の株主が複数人いる場合などは、債務免除をした株主から、他の株主への「みなし贈与」が認定され、贈与税が課税される可能性もあるので注意が必要です。

＜この対策が向いていると考えられるケース＞

→税法上の繰越欠損金が多く残っている場合

など

④DES（債務の株式化）を活用する。

DES（デット・エクイティ・スワップ）とは、債務と資本を交換することをいいます。具体的には「役員借入金」を現物出資という形で資本金に振り替えます。決算書上、負債が純資産に振り替えられるため、自己資本比率が上昇します。

まとまった資金が必要なく「役員借入金」を減らすことが可能ですが、その結果、資本金が1億円を超える場合には、中小企業の税制上の優遇措置が使えなくなるなどのデメリットもあります。また、会社の財務状況によっては債務消滅益が計上され、法人税の負担が必要になる可能性もあるので、実施には慎重な検討が必要です。

＜この対策が向いていると考えられるケース＞

→会社の資金に余裕が無く、税法上の繰越欠損金が無い場合

など

4 まとめ

今回は、「役員借入金」が抱える問題点と、それを解決する方法の一例をご紹介しました。会社の運営でいつの間にか膨らんでいた「役員借入金」が、役員個人の相続財産になることは意外と知られていないようです。

「役員借入金」を減らすための対策には、それぞれにメリットやデメリットがあります。会社の財務内容や、後継者の問題、将来に予定される相続の状況などによってどのような対策を講じるべきなのか分かりますので、早い段階から目標を定めて計画的に進めることが重要です。

また、これらの対策について、オーナー一族の相続税や贈与税の節税目的のみで行われたと認められる場合には、将来の税務調査でこれらの対策がなかったものとして、相続税や贈与税を計算して追徴課税等のペナルティを課される可能性があります。税務当局とのトラブルを回避するためにも、合理的な理由を適切に説明できるような準備が必要です。膨らみすぎた「役員借入金」への適切な対策は、状況に応じて総合的な判断が必要ですので、税理士等の専門家にご相談ください。